

小・中学校 警報等の発表時における安全確保について(令和7年4月版)

四日市市教育委員会

警報等が発表された際の学校対応は、以下を基準とします。児童生徒の安全確保を最優先として、各学校の実情に応じて対応を行います。その際、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等の情報を収集し、校区および周辺の状況、通学路の安全を点検するとともに、近隣学校の状況を把握しながら対応を決定します。

※警報等には、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、気象に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、緊急地震速報、津波警報、津波注意報、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、高潮警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い）、波浪警報、竜巻注意情報、雷注意報、南海トラフ臨時情報、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」が含まれます。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

(注1) 自宅待機の際の留意点について

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機(注1)	7:00まで	通常通り登校(注2)
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる(注4)	7:00を超過	臨時休校

保護者が家庭にいない児童生徒は、事前に最

大雪警報

積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)

(注2) 登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業を実施するよう努めます。

災害が著しい場合、校長の判断で臨時休校や登校時間の調整を行います。その際、教育委員会へ「休校情報等入力フォーム」で連絡します。

(注3) 大雪警報発表時の対応について

積雪状況により登校が困難と判断した場合、学校の判断で臨時休校を行います。

学校敷地内の観測地点で積雪量が20cmに達した場合、臨時休校とします。

※ 三重県北部では、大雪警報は12時間の予想積雪量が20cmに達するとき発表されます。

(注4) 学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

【暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合】

① 通学路の安全や周辺状況、災害状況を確認する。

※ 危険箇所のリストアップと事前協議を推奨。

② 民家や在宅保護者から通学路状況等の情報提供を求める。

③ 必要に応じ、教職員が引率し、拠点で保護者の出迎えを求める。特に低学年児童や支援が必要な児童生徒に配慮する。

④ 保護者への引き渡し体制を平素から確立し、連絡方法を明確化する。

⑤ 公共交通機関利用時、運行状況を的確に把握する。

帰宅、学校待機、避難のいずれかを状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合は、地域的差異や学校のおかれている諸条件からみて、各校の判断で発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も、「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報等の発表が予想される前日より、市教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を小中学校に連絡する場合があります。学校は、下校時までに見守りに直接連絡をします。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、津波警報、

震度5強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
登校前	<p>臨時休校</p> <p>津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各校の判断に委ねる</p> <p>○児童生徒の登校はさせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる）</p> <p>（具体的には）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・ 外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（大雨（浸水害）・大雨（土砂災害）・津波・高潮以外）
登校後	<p>学校待機</p> <p>○児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（注5）</p> <p>*保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。</p>

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況を確認しながら登下校を行います。ただし、状況に応じて校長の判断で臨時休校とし、その際には教育委員会に連絡します。登校後に特別警報が解除された場合は、気象状況や通学路の安全を確認し、保護者の出迎えを含めた適切な下校措置を行います。

【緊急地震速報が通知された場合】

- 児童生徒の安全確保（机の下に隠れるなど）を最優先とし、保護者の出迎えがあるまで学校待機とします。その後、市災害対策本部等の指示に従います。保護者との連絡方法は日頃から明確にしておきます。緊急地震速報は震度5強以上が該当しますが、それ以外でも十分に情報収集し、周囲の状況に応じて適切に対応します。

【津波（大津波）警報の場合】

- ① 児童生徒を安全性の高い場所（校舎の3階など）に移動させ、安全を確保します。
- ② 市災害対策本部から指示があれば、教育委員会を通じて「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム（Home&School）」等で対応内容を連絡します。
- ③ 児童生徒の下校については、保護者が迎えに来るまで学校待機を原則とし、保護します。津波警報発表時には、津波浸水区域の学校では警報解除まで引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も避難に加わります。下校時には市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と協議し、安全性を十分に配慮します。

【津波注意報の場合】

- ① 臨時休校とはしません。
- ② 沿岸部等で課題活動を行う際は、海岸近くから離れるなど安全確保を徹底してください。

【登校後に発表された津波（大津波）警報が、津波注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会は市災害対策本部（危機管理課）と現状を確認し、その情報および対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム（Home&School）」等で各学校に連絡します。
- ② 下校時間に児童生徒を下校させる場合は、「1 暴風警報・暴風雪警報に対する対応」に準じて対応します。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応

(「1」「2」以外)

各学校は周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量で上記1、2に準拠して安全確保のため必要な措置を実施します。この際、教育委員会との連絡・調整を必ず行います。

【大雪注意報】

積雪で登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じて臨時休校等の措置を講じます。

【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報】

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の学校は、各避難確保計画に基づき安全確保の措置を実施します。

避難情報が発令された場合、速やかに指定避難場所への避難を行います。

【高潮注意報、高潮警報】

台風接近時には事前に暴風警報が発表され臨時休校となることが想定されます。高潮警報などの場合は、市災害対策本部と協議の上で判断します。

【その他の警報等】

波浪警報、竜巻注意情報、雷注意報などについても、情報を収集し状況に応じて適切な措置を取ります。

措置結果は「休校情報等入力フォーム」を通じて教育委員会へ報告します。

※必要な場合、各対応マニュアルを参照してください（例：光化学スモッグやPM2.5等）。

中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

(令和2年10月 通知)

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとることとする。

各学校における対応については、この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺、通学路の状況を把握しながら対応を決定します。

4 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表時における対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合

※前日の14時頃に発表されます。

臨時休校(四日市市内全公立小中学校)

※臨時休校をお知らせする通知は本市教育委員会より Home&School にて行います。

《熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表の流れ》

例

三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注1〕において、
7月9日の最高暑さ指数（WBGT 値）〔注2〕が3.5に達すると予想される場合

●7月8日の14時頃：環境省から発表 ⇒⇒⇒ 『7月9日 熱中症特別警戒アラート』
※Home&School にて臨時休校を通知します。

●7月9日：臨時休校（市内全公立小中学校）

※ 熱中症特別警戒アラートは一日中（0：00～23：59まで）

継続されます。途中で解除されることはありません。

※〔注1〕県内に12か所設置されている。〔注2〕気温とは異なる。湿度、気温、周辺の熱環境の3つを取入れた指標。

【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない児童生徒や冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いする、避難施設を紹介する等、平素から当該保護者に依頼しておきます。

【参考】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の開放について

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのぐ場所として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。(下記 URL・QR コードより閲覧できます)

【四日市市ホームページ】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html>



5 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。保護者への「自宅待機」の周知を徹底し、安全確保後に「学校保護者連絡システム (Home&School)」等で連絡します。学校は登校時の安全確保を図り、授業実施に向け迅速に対応します。
- ② 在校中に緊急情報が発信された場合は、児童生徒に避難行動（建物に避難、地面に伏せる等）を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合】

被害状況を把握し、報道や市災害対策本部（危機管理課）等からの情報収集を行います。状況に応じて児童生徒の安全確保の措置を実施し、下校時には保護者への引き渡しを行います。また、措置の結果を教育委員会に報告します。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は「臨時休校」とします。
- ② 在校中に学校近くに着弾した場合、児童生徒の安否確認、保護者への安否情報の伝達、学校施設の被害状況確認を速やかに行います。

《参考》国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

6 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

- ・ 注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

調査の結果によって、下記の（１）～（３）の対応を取ります。



（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

市内全ての公立小学校・中学校を１週間臨時休校とします。

- ・ この期間中は、学校を避難所として開設します。（浸水想定区域の学校を除く）原則、１週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行うことも想定しておきます。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

- ・ 注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

- ・ 平常の学校活動を継続します。